

平成30年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

**豊 商 事 株 式 会 社**

代表取締役会長 多々良 實夫

**第62回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階701号
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第62期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付書類及び株主総会参考書類について、記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yutaka-shoji.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 事 業 報 告

(自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、日本銀行による金融緩和政策が継続される中、輸出及び生産活動が緩やかに回復し、堅調な雇用及び所得情勢を背景に、消費も緩やかに回復しております。また、先行きも緩やかに回復する見通しであります。

一方、世界経済は、米国ではハリケーンの影響が一巡し30年ぶりと言われる税制改革が成立するなど、堅調な企業業況を背景に景気拡大を継続しております。中国では構造改革の推進が重石となる一方、インフラ投資など財政が下支えし、緩やかな減速に留まっております。今後の世界経済全体では緩やかな回復を維持する見込みであります。

証券市場においては、取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の主要銘柄である日経225は、トランプ米大統領による円安・ドル高に対するけん制発言や、同政権によるシリアへのミサイル攻撃を背景にリスク回避の動きとなり年初来の安値を更新したものの、円安・ドル高を背景に反発、上昇場面となりました。その後も堅調なNYダウに追随する形で続伸、1年半ぶりに20,000円の大台に乗せました。その後、6月から7月にかけて20,000円を中心としたもみ合いを経て、8月末には北朝鮮情勢への警戒からリスク回避の動きとなり19,000円台前半を探る展開となりました。9月に入るとNYダウの新高値更新や米国の良好な経済指標から円安・ドル高に振れたことを背景に急反発場面となり、NYダウに追随する形で上昇、1月には24,000円台を示現し、年初来高値を更新しました。2月に入り米国発の世界同時株安となったことから急落場面となり、一時21,000円を割り込みました。

商品相場においては、原油はトランプ米政権がシリアのアサド政権に対して初の軍事攻撃に踏み切ったことで地政学的リスクを意識した買いが入り上昇しましたが、その後は米国での高水準のシェールオイル生産が圧迫要因となり、軟調な推移となりました。5月に入ると、OPEC（石油輸出国機構）加盟国と非加盟国の会合を控えて、協調減産延長期待から再度上昇しましたが、同会合において減産延長以外に目新しい内容が得られなかったことから、失望売りを誘い、急落場面となりました。7月に入り、米国のシェールオイル掘削リグ稼働数が24週ぶりに減少に転じたことや、米国内の原油在庫が減少傾向にあることから上昇し、11月にはサウジアラビアで汚職関与を理由に王族や閣僚らが多数拘束されたことから、原油の供給懸念が連想され上昇しました。OPECとロシアは総会で、2018年末まで減産期間を延長することを決定し、12月にはリビアでパイプラインが武装勢力によって爆破されたとの報道から一段高となりました。その後も米国原油在庫の減少などを背景にNY原油は66.66ドルの高値を示現しましたが、2月に入り世界同時株安を背景にリスク回避の動きが原油市場にも波及し一時60ドルを割り込みましたが、中東の地政学的リスクが下支えとなり、堅調な推移となりました。

金はトランプ米政権によるシリアへのミサイル攻撃を実施したことや、北朝鮮のミサイル発射実験など、先行きの不透明感を背景に堅調な動きとなりました。しかし米国の好調な雇用統計や、フランス大統領選挙でマクロン氏が勝利したことにより、リスク懸念が後退して下落場面となりました。その後、FBI長官解任に対する司法妨害疑惑やトランプ米大統領のロシアに対する機密情報漏洩疑惑を受けて円高・ドル安が進み堅調な推移となりましたが、6月に開催されたFOMC（米連邦公開市場委員会）において、市場の予想通りに利上げが決定したことから上値の重い展開を余儀なくされました。しかし8月下旬に北朝鮮のミサイル発射実験を受けて、地政学的リスクの高まりを背景に上伸し、9月には4,700円台まで上昇しました。その後は4,600円台でのみみ合いを経て、12月には4,500円前半まで売られました。欧州金利の上昇を意識したドルが対主要通貨で下落したことから、NY金が上昇、国内市場も4,793円の高値を示現しましたが、2月に入り世界同時株安を背景にリスク回避の動きが波及し4,500円を割り込みました。3月末には米中貿易戦争に対する懸念が支援要因となり反発場面となりました。

穀物は主要産地である米国で作付が開始され、順調なスタートとなりました。東京市場は円高・ドル安も圧迫要因となり、軟調な推移となりましたが、5月に入ると天候悪化による作付け遅れから反発場面となりました。その後、6月から7月にかけては天候相場特有の乱高下を見せましたが、生育期後半に差し掛かり天候が回復したことにより、日を追うごとに豊作観測が台頭し、9月末に向けて軟調な推移となりました。その後、11月末まではシカゴ市場の反発を受けて上昇しましたが、引き続き豊作が圧迫要因となり上値の重い展開となりました。年が明けると、南半球の天候要因からシカゴ市場が反発、国内市場も追随する形となりました。その後も米国内の需要の高まりや、作付面積の減少見通しから堅調な推移となりました。

為替市場においては、ドル円相場は111円近辺での保ち合いとなっていました。が、トランプ米大統領による円安・ドル高に対するけん制発言や、同政権によるシリアへのミサイル攻撃をきっかけにリスク回避の動きが強まり、108.12円まで下落しました。5月に入ると6月のFOMCでの利上げへの期待感が強まったことや、フランス大統領選挙において、親EU派のマクロン氏が勝利したことによって楽観ムードが広がり、114.38円まで円安・ドル高が進行しました。その後、北朝鮮のミサイル発射問題や、トランプ米大統領によるロシアへの機密情報漏洩疑惑が報じられたことからリスク回避の動きとなり、再度108円台まで下落しましたが、FOMCにおいて、市場の予想通りに利上げが決定し、ドルが買われる動きが強まり、114.51円まで円安・ドル高が進行しました。その後はトランプ米大統領の親族によるロシア疑惑が再燃し、北朝鮮のミサイル発射実験などの軍事的挑発行為や、米国でのハリケーンの被害拡大から、9月には107.31円まで円高・ドル安が進みました。11月に入ると地政学的リスクの後退や米国の減税案に対する期待などから、114.75円を示現しました。12月には米国で今年3回目となる利上げが決定、予想通りの展開であったことから調整場面となり、年が明けると、日本銀行が約7か月ぶりに国債買入オペを減額したことにより円高・ドル安へと動き出し、2月に入り世界同時株安を背景にリスク回避の動きが波及し円が一段と買われる展開となりました。3月末には米中貿易戦争に対する懸念が強まり、一時104.63円まで円高・ドル安が進行しました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品先物取引の総売買高は2,374千枚(前年同期比26.6%増)及び金融商品取引の総売買高は2,148千枚(前年同期比10.8%減)となり、受取手数料は4,899百万円(前年同期比39.7%増)、売買損益は74百万円の利益(前年同期比190.6%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益4,978百万円(前年同期比40.8%増)、経常利益334百万円(前年同期は384百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益267百万円(前年同期は441百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」等の金融商品取引は急成長の途にあり、引き続き大きく成長させるよう注力してまいります。また、証券取引の媒介については、本格的な証券業への参入の為の将来の布石として位置付けております。

## (2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、1,339百万円であり、主として事業譲受けによるのれんの取得が1,154千円、その他には商品先物取引業及び金融商品取引業における新システムの対応等に投資しております。

## (3) 資金調達の状況

当期においては、EVOLUTION JAPAN株式会社から商品先物取引部門の事業の譲受けを目的として、借入金10億円の資金調達を行いました。

## (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成29年11月6日付けで、EVOLUTION JAPAN株式会社が運営する商品先物取引部門の事業を譲受けております。

## (5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 59 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第 60 期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第 61 期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第62期(当連結会計年度) (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
営 業 収 益	4,772	4,456	3,536	4,978
経 常 損 益	518	114	△384	334
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益	193	447	△441	267
1株当たり当期純損益 (円)	23.49	54.51	△54.60	33.31
総 資 産	41,553	42,928	48,980	53,294
純 資 産	9,348	9,534	8,974	9,219

- (注) 1. △印は、損失を示しております。  
2. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
3. 当社は、第60期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
4. 当社は、第61期より株式給付信託(BBT)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 59 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第 60 期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第 61 期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第62期(当事業年度) (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
営 業 収 益	4,572	4,283	3,497	4,909
う ち 受 取 手 数 料	4,241	4,239	3,455	4,877
経 常 損 益	463	69	△296	367
当 期 純 損 益	147	382	△347	305
1株当たり当期純損益 (円)	17.76	46.64	△42.98	38.09
総 資 産	40,464	41,880	46,904	52,606
純 資 産	9,050	9,148	8,675	8,955

- (注) 1. △印は、損失を示しております。  
 2. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
 3. 第61期は、営業収益の低迷により経常損失、当期純損失を計上しました。

(6) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品先物取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」等の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。

また、証券取引の媒介については、本格的な証券取引業への参入の為の将来の布石として位置付けております。

このような施策により安定的な収益基盤を確保し、顧客層の拡大を図ってまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。

また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守る為に、情報セキュリティ環境の向上及び維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 3,016	100.00%	商品先物取引業等
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 200	100.00%	商品先物取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業の内容
EVOLUTION JAPAN株式会社	百万円 3,245	31.88%	投資運用業等

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業部門	事業の内容
商品先物取引業	商品先物取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 証券媒介紹介等
不動産管理業	研修施設等の管理



① 受託業務

商品先物取引法に基づく商品取引業(商品先物取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引及び取引所為替証拠金取引における当社グループが自己の計算において行う取引業務。

(9) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区  
支 店 12店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	池 袋 支 店 (東 京 都 豊 島 区) 等 5店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札 幌 市 中 央 区) 1店
北 陸 地 区	金 沢 支 店 (石 川 県 金 沢 市) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名 古 屋 市 中 村 区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大 阪 市 中 央 区) 1店
四 国 地 区	松 山 支 店 (愛 媛 県 松 山 市) 1店
中 国 地 区	広 島 支 店 (広 島 市 中 区) 1店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福 岡 市 博 多 区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区

(10) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
394名	102名増加

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数の主な増加理由は、平成29年11月6日付けに行ったEVOLUTION JAPAN株式会社が運営する商品先物取引部門の事業を譲受けによるものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	387名	102名増加	40歳4ヶ月	9年5ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数の主な増加理由は、平成29年11月6日付けに行ったEVOLUTION JAPAN株式会社が運営する商品先物取引部門の事業を譲受けによるものであります。

(11) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	740百万円
株式会社みずほ銀行	530百万円
株式会社西日本シティ銀行	430百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式578,001株を含む。)
- (3) 株 主 数 837名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
EVOLUTION JAPAN株式会社	2,652	31.87
株式会社多々良マネジメント	1,000	12.01
多々良 義成	393	4.73
株式会社三井住友銀行	312	3.75
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	304	3.66
豊商事従業員持株会	273	3.29
株式会社みずほ銀行	240	2.88
多々良 實夫	166	1.99
株式会社西日本シティ銀行	160	1.92
多々良 節子	92	1.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(578,001株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式(304,600株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除していません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實 夫	ユタカエステート㈱代表取締役会長 日本商品委託者保護基金理事長
代表取締役社長	安 成 政 文	ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長
専 務 取 締 役	多々良 孝 之	管理本部長
常 務 取 締 役	安 達 芳 則	営業統括本部長兼CXオンライン部長
取 締 役	浦 柄 健	ディーリング部長
取 締 役	日 下 伸 一	大阪営業本部長
取 締 役	瀧 田 照 久	東京第二営業本部長
取 締 役	鷹 啄 浩	法人営業部長
取 締 役	宮 下 芳 範	東京第一営業本部長
取 締 役	渡 邊 雅 志	営業推進室長
取締役相談役(非常勤)	多々良 義 成	
取 締 役	新 欣 樹	社外取締役 (一財)素形材センター顧問
監 査 役 ( 常 勤 )	篠 塚 幸 治	
監 査 役	福 島 啓 史 郎	社外監査役 バサルトファイバー㈱代表取締役
監 査 役	新 原 芳 明	社外監査役 阪急阪神ホールディングス㈱独立委員会委員 呉市長

- (注) 1. 取締役新欣樹氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 2. 監査役福島啓史郎及び新原芳明の両氏は社外監査役であり、福島啓史郎氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 3. 監査役篠塚幸治氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 責任限定契約の内容の概要  
 当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。  
 当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 当事業年度中の役員の異動  
当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
安 達 芳 則	常務取締役営業統括本部長 兼CXオンライン部長	常務取締役営業統括本部長	平成29年11月6日

6. 当事業年度末日後に生じた役員の異動  
当事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
安 達 芳 則	専務取締役営業統括本部長 兼CXオンライン部長	常務取締役営業統括本部長 兼CXオンライン部長	平成30年4月1日

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
取 締 役	新 欣 樹	(一財)素形材センターは、当社との取引関係はありません。
監 査 役	福 島 啓 史 郎	バサルトファイバー(株)は、当社との取引関係はありません。
監 査 役	新 原 芳 明	阪急阪神ホールディングス(株)及び呉市は、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	新 欣 樹	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。
監 査 役	福 島 啓 史 郎	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会10回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監 査 役	新 原 芳 明	当期開催の取締役会14回のうち9回に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会10回のうち6回に出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。 なお、他の業務により取締役会及び監査役会を欠席する場合には、付議内容について必ず報告をして情報共有を図っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	12名	206百万円
(うち社外取締役)	( 1名)	( 5百万円)
監 査 役	3名	17百万円
(うち社外監査役)	( 2名)	( 10百万円)
合計	15名	223百万円

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額50百万円及び役員株式給付引当金繰入額12百万円がそれぞれ含まれております。  
 3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 27百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 「1.(7)②重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人 (Auditor) の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」に係る顧客資産の分別管理に関する検証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務及び子会社におけるコンプライアンスデューデリジェンス業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

当企業集団は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な業務規程を定め、部門業務について業務分掌や業務マニュアルにより責任、権限等を明確にし、これらの諸規程の周知を図ることで、当企業集団全体に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。また、これら諸規程等については適切に見直しを行います。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当企業集団は、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、重要な会議の議事録、各種契約書類、各業務の法定帳簿、財務会計に係る計算書類、各種の稟議書について、文書、電子データ及び情報記録媒体は法令並びに文書取扱及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき適切かつ厳正に取り扱います。

情報セキュリティについては、情報の漏洩、滅失、紛失を防止するために対応策を講じ、対応規程を定めて情報セキュリティ責任者を設置し、情報セキュリティ体制の確立に努めます。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当企業集団は、当企業集団の事業の健全性及び適切性確保のため、事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うための規程を定め、それを運用する委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、その委員会は把握するリスクについて、立案したリスク対策と共に定期的に当該リスクを数値化して、その状況をリスク報告書として取締役会等へ報告します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当企業集団は、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会、稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。



(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当企業集団は、子会社の業績、財務等の状況について報告すべき事項としてグループ会社管理の規程に定め、子会社の取締役等がそれらの情報を定期的に当社代表取締役へ報告する態勢とします。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当企業集団は、子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、各子会社の業務の専門性に鑑み当該子会社にて諸規則を定め、適切なリスク発生の把握に努め、子会社の取締役等の報告の基に当社と連携して、当企業集団の損失の危険の管理態勢の確立に努めます。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われるため、各子会社においてグループ会社管理、業務分掌、職務権限、稟議等の諸規程を定め、当社への報告すべき事項を明確にし、子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にし、子会社事業の運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各子会社の事業内容に沿った基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な諸規程、業務マニュアルを定め、各業務の責任、権限等を明確にし、これらの諸規程等の周知を図り、各子会社に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

当企業集団は、監査役が当企業集団の従業員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものと規定しており、また、監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢とします。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

当企業集団は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めています。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

当企業集団は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めています。

- (9) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当企業集団は、取締役及び従業員が、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する態勢とします。

また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当企業集団は、監査役へ報告をした当企業集団の従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役等及び従業員に周知徹底します。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当企業集団は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (12) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

当企業集団は、監査役が、取締役会や重要な会議等への出席、及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、当企業集団の業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当企業集団は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

取締役及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期的内部監査を通じて、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、文書取扱規程に基づき適切な保存管理を行うとともに、情報セキュリティ管理規程等に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理の徹底を行っております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役が出席し、法令、定款等に定められた事項、経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、独立性を保持した監査役も出席して職務執行に関する意思決定を監督しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するため経営リスク管理規程を定め、定期的、継続的に経営リスク管理委員会を開催し、リスク分析、評価、対策について検討し、その結果をリスク報告書として取締役等に報告し協議を行う等、適切にリスク管理を行っております。

### (3) 当企業集団の業務の適正の確保に関する事項

当社の代表取締役に、子会社の代表取締役から経営状況等については適宜、報告を受け、現状を把握できる体制になっております。

### (4) 監査役職務執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われています。

監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>45,972,532</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,452,451</b>
現金及び預金	4,814,516	委託者未払金	570,467
委託者未収金	52,685	短期借入金	1,348,000
トレーディング商品	444,119	未払法人税等	112,177
商 品	13,575	賞与引当金	144,630
繰延税金資産	115,595	役員賞与引当金	50,000
保管有価証券	11,180,939	預り証拠金	23,798,026
差入保証金	25,496,129	金融商品取引保証金	15,641,429
委託者先物取引差金	3,360,327	そ の 他	787,720
そ の 他	494,769	<b>固定負債</b>	<b>1,466,316</b>
貸倒引当金	△125	長期借入金	352,000
<b>固定資産</b>	<b>7,321,780</b>	繰延税金負債	95,444
<b>有形固定資産</b>	<b>3,237,022</b>	株式給付引当金	18,358
建物及び構築物	1,000,639	役員株式給付引当金	12,683
機械装置及び運搬具	14,661	役員退職慰労引当金	184,670
器具及び備品	123,343	訴訟損失引当金	43,716
土 地	2,098,378	退職給付に係る負債	727,743
<b>無形固定資産</b>	<b>1,158,956</b>	そ の 他	31,700
の れ ん	1,057,833	<b>特別法上の準備金</b>	<b>156,371</b>
そ の 他	101,122	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	141,782
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,925,801</b>	金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	14,588
投資有価証券	1,149,780	<b>負債合計</b>	<b>44,075,140</b>
長期差入保証金	813,620	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	41,016	<b>株主資本</b>	<b>9,152,124</b>
そ の 他	1,355,834	資本金	1,722,000
貸倒引当金	△434,450	資本剰余金	1,104,480
<b>資産合計</b>	<b>53,294,312</b>	利益剰余金	6,723,841
		自己株式	△398,196
		その他の包括利益累計額	67,048
		その他有価証券評価差額金	66,397
		為替換算調整勘定	1,214
		退職給付に係る調整累計額	△564
		<b>純資産合計</b>	<b>9,219,172</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>53,294,312</b>

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	4,899,647	
売買損益	74,929	
その他	3,764	4,978,341
営業費用		
販売費及び一般管理費	4,684,854	4,684,854
<b>営業利益</b>		<b>293,486</b>
営業外収益		
受取利息	630	
受取配当金	24,335	
貸倒引当金戻入額	9,350	
その他	34,834	69,151
営業外費用		
支払利息	20,300	
為替差損	3,655	
権利金償却	1,190	
その他	2,782	27,929
<b>経常利益</b>		<b>334,707</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,308	
投資有価証券売却益	23,263	24,571
特別損失		
固定資産除売却損	266	
会員権評価損	1,062	
訴訟関連損失	2,820	
訴訟損失引当金繰入額	34,946	
金融商品取引責任準備金繰入額	1,700	40,795
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>318,483</b>
法人税、住民税及び事業税	90,578	
法人税等調整額	△39,238	51,340
<b>当期純利益</b>		<b>267,143</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		267,143

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	6,498,512	△381,537	8,943,455
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△41,814		△41,814
親会社株主に帰属する当期純利益			267,143		267,143
自 己 株 式 の 処 分				94	94
自 己 株 式 の 取 得				△16,754	△16,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	225,328	△16,659	208,668
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	6,723,841	△398,196	9,152,124

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	33,160	25,944	△28,188	30,917	8,974,373
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△41,814
親会社株主に帰属する当期純利益					267,143
自 己 株 式 の 処 分					94
自 己 株 式 の 取 得					△16,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	33,237	△24,730	27,623	36,130	36,130
当 期 変 動 額 合 計	33,237	△24,730	27,623	36,130	244,799
当 期 末 残 高	66,397	1,214	△564	67,048	9,219,172

## 連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 平成30年5月23日改正）に準拠して作成しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. ユタカ・アセット・トレーディング㈱ ユタカエステート㈱

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

④ 商品の評価基準及び評価方法

・ 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ トレーディング目的で保有する商品

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑨ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。



(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要な営業収益の計上基準

・受取手数料

イ 商品先物取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ロ オプション取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ハ 取引所株価指数証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ニ 取引所為替証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ホ 証券媒介取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物及び構築物	807,876千円
土地	2,085,938千円
投資有価証券	436,472千円
計	3,380,287千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保有有価証券11,180,939千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	1,348,000千円
長期借入金	352,000千円
計	1,700,000千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

1,000,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

700,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

2,072,419千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	839,401	43,400	200	882,601

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首304,800株、当連結会計年度末304,600株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

平成28年9月8日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 43,400株  
株式給付信託(J-ESOP)の受益権行使による減少 200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	41,814千円	5円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金1,524千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	83,194千円	10円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(注) 1. 平成30年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金3,046千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、商品先物取引業を主要な事業とし、当社は、主に商品先物取引及び金融商品取引の受託業務及び自己ディーリング業務を行っており、当社の一部の連結子会社は、自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達する方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品先物取引においては、商品先物取引法及び同法関連法令の規制により、委託者から証拠金として受け入れた現金、又は代用有価証券（一定の評価基準に基づいた時価による評価額）を「預り証拠金」（金融負債）として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る証拠金として加減算した金額を(株)日本商品清算機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」（ともに金融資産）として計上されております。また、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から受け入れた預託金を「金融商品取引保証金」（金融負債）として計上し、一方において同額を(株)東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」（金融資産）として計上されております。これらの金融資産については、清算機構（アウトハウス型クリアリングハウス）又は取引所等に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。有価証券及び投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることです。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に関して「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,814,516	4,814,516	—
(2) 委託者未収金	52,685		
貸倒引当金(*1)	—		
計	52,685	52,685	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	613,399	613,399	—
(4) トレーディング商品	444,119	444,119	—
(5) 保管有価証券	11,180,939	15,926,999	4,746,060
(6) 差入保証金	25,496,129	25,496,129	—
(7) 委託者先物取引差金(借方)	3,360,327	3,360,327	—
(8) 長期貸付金	41,016		
貸倒引当金(*1)	△4,248		
計	36,767	36,463	△304
資産計	45,998,884	50,744,640	4,745,755
(1) 委託者未払金	570,467	570,467	—
(2) 短期借入金	1,348,000	1,348,000	—
(3) 預り証拠金	23,798,026	28,544,087	4,746,060
(4) 金融商品取引保証金	15,641,429	15,641,429	—
(5) 長期借入金	352,000	350,110	△1,889
負債計	41,709,924	46,454,095	4,744,171
デリバティブ取引(*2)	4,105	4,105	—

(\*1) 科目に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、定期預金については短期であり、また、満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した価額を計上しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることにより、当該帳簿価額によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	516,807	384,312	132,494
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	516,807	384,312	132,494
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	96,592	133,385	△36,792
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	96,592	133,385	△36,792
合計	613,399	517,697	95,701

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
①株式	197,966	23,263	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	197,966	23,263	—

(4) トレーディング商品

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 保管有価証券

商品先物取引において委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、有価証券により(株)日本商品清算機構へ差し入れたものであり、預り証拠金に含まれる代用有価証券との対照勘定であります。貸借対照表価額は商品先物取引法施行規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券について時価評価をおこなっております。

(6) 差入保証金

商品先物取引及び金融商品取引において自己又は委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、現金により(株)日本商品清算機構等へ差し入れたものであり、短期間で決済されるものであります。このため時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(7) 委託者先物取引差金（借方）

商品先物取引において(株)日本商品清算機構を経由して受払精算された、委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(8) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間及び貸付先の信用リスクに対応した利率で割り引いた現在価値により算定しております。



## 負債

### (1) 委託者未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 預り証拠金

委託者より取引証拠金として受け入れた現金及び代用有価証券で受け入れたもので㈱日本商品清算機構へ預託するものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額としております。代用有価証券については、対照勘定である保管有価証券の時価評価額と同額としております。

### (4) 金融商品取引保証金

委託者より金融商品取引の取引証拠金として受け入れたもので㈱東京金融取引所へ分離保管として預託するものであり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値により計上しております。

## デリバティブ取引

先物取引、オプション取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債務は、純額により時価を連結貸借対照表計上額としております。

### (1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

#### ① 商品関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（平成30年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	商品先物取引				
	売建	1,269,468	—	1,263,455	6,013
	買建	1,210,465	—	1,210,305	△160
	差引計	—	—	—	5,853

### (注) 時価の算定資料

各商品取引所における最終の価格に基づき算定しております。

② 株式関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（平成30年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	取引所株価指数証拠金取引				
	売建	322,600	—	453,324	△130,724
	買建	605,380	—	1,180,224	574,844
	差引計	—	—	—	444,119

(注) 時価の算定資料  
 (株)東京金融取引所における最終の価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの  
 該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	536,380

こちらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	4,814,516	—	—	—
(2) 委託者未収金	52,685	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	—	—	—	—
(4) トレーディング商品	444,119	—	—	—
(5) 保管有価証券	11,180,939	—	—	—
(6) 差入保証金	25,496,129	—	—	—
(7) 委託者先物取引差金(借方)	3,360,327	—	—	—
(8) 長期貸付金	—	41,016	—	—
合計	45,348,717	41,016	—	—

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	—	352,000	—	—

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,150円26銭

1株当たり当期純利益

33円31銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は304,600株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は304,750株であります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>44,968,511</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,091,529</b>
現金及び預金	4,114,518	短期借入金	1,348,000
委託者未収金	52,685	未払法人税等	109,018
トレーディング商品	444,119	未払消費税等	39,902
商品	13,575	賞与引当金	144,185
前払費用	21,705	役員賞与引当金	50,000
繰延税金資産	114,890	預り証拠金	24,128,704
短期貸付金	751,360	金融商品取引保証金	15,671,512
保管有価証券	11,180,939	その他	600,206
差入保証金	24,580,581	<b>固定負債</b>	<b>1,402,833</b>
委託者先物取引差金	3,360,327	長期借入金	352,000
その他の	334,305	繰延税金負債	32,280
貸倒引当金	△495	退職給付引当金	727,179
<b>固定資産</b>	<b>7,637,949</b>	株式給付引当金	18,358
<b>有形固定資産</b>	<b>2,680,661</b>	役員株式給付引当金	12,683
建物	666,143	役員退職慰労引当金	184,670
構築物	2,720	訴訟損失引当金	43,716
車両	14,661	資産除去債務	17,547
器具及び備品	117,941	その他	14,398
土地	1,879,193	<b>特別法上の準備金</b>	<b>156,371</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,158,955</b>	商品取引責任準備金	141,782
ソフトウェア	101,122	(商品先物取引法第221条)	
のれん	1,057,833	金融商品取引責任準備金	14,588
(金融商品取引法第46条の5)			
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,798,332</b>	<b>負債合計</b>	<b>43,650,734</b>
投資有価証券	1,149,780	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	556,217	株主資本	8,889,329
出資	8,130	資本金	1,722,000
長期差入保証金	1,146,617	資本剰余金	1,104,480
長期貸付金	4,238	資本準備金	1,104,480
従業員に対する長期貸付金	36,777	利益剰余金	6,476,561
長期委託者未収金	422,153	利益準備金	430,500
長期前払費用	7,320	その他利益剰余金	6,046,061
保険積立金	857,218	別途積立金	5,700,000
その他	44,329	繰越利益剰余金	346,061
貸倒引当金	△434,450	自己株式	△413,711
<b>資産合計</b>	<b>52,606,461</b>	評価・換算差額等	66,397
		その他有価証券評価差額金	66,397
		<b>純資産合計</b>	<b>8,955,727</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>52,606,461</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	4,877,193	
売 買 損 益	27,294	
そ の 他	4,704	4,909,192
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,616,370	4,616,370
<b>営 業 利 益</b>		<b>292,821</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,911	
受 取 配 当 金	29,135	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,418	
出 向 者 負 担 金 受 入 額	15,108	
そ の 他	34,414	98,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,300	
為 替 差 損	36	
権 利 金 償 却	1,190	
そ の 他	2,782	24,310
<b>経 常 利 益</b>		<b>367,500</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,308	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23,263	24,571
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	266	
訴 訟 関 連 損 失	2,820	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	34,946	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	1,700	39,732
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>352,339</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,054	
法 人 税 等 調 整 額	△39,195	46,858
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>305,480</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 合 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	1,104,480
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
別 途 積 立 金 の 取 崩			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 処 分			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	1,104,480

区 分	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	430,500	5,800,000	△17,604	6,212,895
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△41,814	△41,814
別 途 積 立 金 の 取 崩		△100,000	100,000	—
当 期 純 利 益			305,480	305,480
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△100,000	363,665	263,665
当 期 末 残 高	430,500	5,700,000	346,061	6,476,561

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△397,051	8,642,323	33,160	33,160	8,675,484
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△41,814			△41,814
別 途 積 立 金 の 取 崩		—			—
当 期 純 利 益		305,480			305,480
自 己 株 式 の 処 分	94	94			94
自 己 株 式 の 取 得	△16,754	△16,754			△16,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			33,237	33,237	33,237
当 期 変 動 額 合 計	△16,659	247,006	33,237	33,237	280,243
当 期 末 残 高	△413,711	8,889,329	66,397	66,397	8,955,727

## 個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 平成30年5月23日改正）に準拠して作成しております。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - (2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法  
商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。
  - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
  - (4) 商品の評価基準及び評価方法
    - ① 通常の販売目的で保有する商品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ② トレーディング目的で保有する商品  
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	5年～47年
器具及び備品	4年～20年
  - (2) 無形固定資産  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法



(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。

(9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

(10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

#### 4. 営業収益の計上基準

##### ・ 受取手数料

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ① 商品先物取引       | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ② オプション取引      | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ③ 取引所株価指数証拠金取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ④ 取引所為替証拠金取引   | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ⑤ 証券媒介取引       | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物	489,395千円
土地	1,866,753千円
投資有価証券	436,472千円
計	2,842,621千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保管有価証券11,180,939千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	1,348,000千円
長期借入金	352,000千円
計	1,700,000千円

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社1社から、担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	318,480千円
土地	219,185千円
計	537,665千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

1,000,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

700,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,487,060千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

739,530千円

関係会社に対する長期金銭債権

350,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

390,889千円

関係会社に対する長期金銭債務

245千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)

26,869千円

営業取引(支出分)

58,809千円

営業取引以外の取引(収入分)

30,519千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 882,601株
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項  
連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	106,788千円
退職給付引当金	222,662千円
賞与引当金	50,279千円
役員退職慰労引当金	56,545千円
訴訟損失引当金	13,385千円
商品取引責任準備金	43,413千円
未払事業税等	10,261千円
ゴルフ会員権評価損	12,450千円
減損損失	2,350千円
関係会社株式評価損	43,327千円
税務上の繰越欠損金	239,473千円
その他	28,175千円
繰延税金資産小計	829,114千円
評価性引当額	△713,679千円
繰延税金資産合計	115,435千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,303千円
資産除去債務に対応する除去費用	3,520千円
繰延税金負債合計	32,824千円
繰延税金資産純額	82,610千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 商品先物取引等の受託 役員の兼務	出向者負担金の収入 (注)1	15,108	出向者負担金受入額	—
YUTARA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	当社子会社 商品先物取引等の受託 役員の兼務	資金の貸付 (注)2	900,000	短期貸付金	600,000
ユタカエステート株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 不動産管理業 役員の兼務	担保の受入 (注)3	— (注)3	—	—
EVOLUTION JAPAN株式会社	被所有 直接 31.8%	その他の関係会社	事業の譲受 (注)4	1,154,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 出向者人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。  
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。  
 3. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の(貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおりです。  
 4. 事業の譲受の対価につきましては、第三者機関に算定を依頼し、双方協議の上決定しております。

2. 個人

(単位：千円)

氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
多々良 実夫	被所有 直接 1.9%	代表取締役会長	地金の売買 (注)	17,907	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 営業取引については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,117円39銭
1株当たり当期純利益	38円09銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は304,600株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は304,750株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示未満切り捨てにて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

豊商事株式会社  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 恩 田 正 博 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 隆 志 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 猿 渡 裕 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

豊商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 恩田正博 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原口隆志 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成30年 5月18日

豊 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 安成 政文 殿

豊商事株式会社 監査役会

常勤監査役 篠塚 幸治 (印)

社外監査役 福島 啓史郎 (印)

社外監査役 新原 芳明 (印)

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役福島啓史郎及び新原芳明は社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、83,194,710円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

現取締役は12名であります。経営陣の強化及び充実を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いとう のりあき 伊藤 昇明 (昭和29年5月11日生)	昭和62年2月 エース交易㈱(現・EVOLUTION JAPAN㈱)入社 平成12年6月 同社取締役 平成23年6月 アルバース証券㈱(現・EVOLUTION JAPAN証券㈱)入社 平成24年4月 エース交易㈱(現・EVOLUTION JAPAN㈱)入社 平成29年1月 EVOLUTION JAPAN㈱取締役 平成29年11月 当社入社 当社執行役員第六営業本部長 当社執行役員第六・第七営業統括本部長(現任) 平成30年4月	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 選任されます取締役候補者の任期は、当社定款の規定により平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役新原芳明氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ながお かずひこ 長尾 和彦 (昭和27年2月28日生)	昭和49年3月 東京大学経済学部卒業 昭和49年4月 大蔵省(現・財務省)入省 平成7年1月 主計局主計官 平成10年7月 国際局総務課長 平成12年7月 大臣官房審議官 平成16年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 平成20年7月 (社)日本証券投資顧問業協会(現・(一社)日本投資顧問業協会)副会長専務理事	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者長尾和彦氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。  
社外監査役候補者の選任理由について  
長尾和彦氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。
4. 長尾和彦氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
5. 選任されます監査役候補者の任期は、当社定款の規定により平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふるい ちあき 古井 智昭 (昭和13年10月10日生)	昭和32年3月 丸紅飯田榊(現・丸紅榊)入社 平成4年4月 MARUBENI INTERNATIONAL COMMODITY (SINGAPORE) PTE. LTD. 社長 平成7年4月 当社入社 当社法人営業本部理事部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 平成9年6月 当社取締役法人営業本部国際営業部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 平成11年4月 当社取締役事業本部法人部国際担当部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 平成16年6月 AGROW ENTERPRISE CO., LTD. (BANGKOK) 会長兼CEO	1,500株

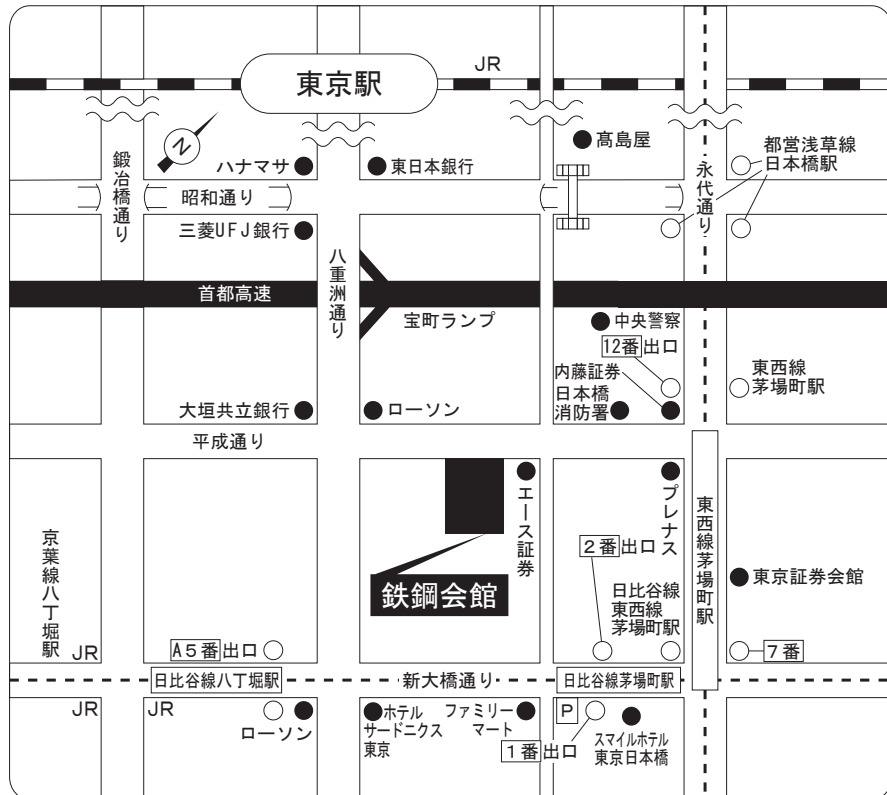
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者古井智昭氏は社外監査役候補者であります。同氏は、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
3. 古井智昭氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
4. 選任されます補欠監査役候補者が監査役に就任された場合の任期は、当社定款の規定により平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。
5. 補欠監査役候補者古井智昭氏は、平成9年6月27日から平成16年6月25日までの間、当社の取締役でありました。

以上



# 第62回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号  
鉄鋼会館 7 階701号



## 最寄駅

◎地下鉄／東京メトロ東西線	茅場町駅	12番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	1 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	2 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	八丁堀駅	A5 番 出口	徒歩	約 5分
J R	東 京 駅	八重洲口	徒歩	約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。